

危険

ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを
備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、
モーターのみで
走行させることが
できるもの
- 駆動補助機付自転車
(いわゆる電動
アシスト自転車)の
アシスト比率の
基準を超えるもの



自転車ではなく、

一般原動機付自転車又は自動車です!!

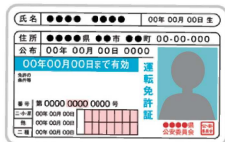
モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、
一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の
禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



公道を走行するために必要なこと

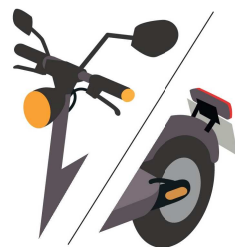
Check
01

一般原動機付自転車等を
運転する
ことのできる
運転免許



Check
02

ブレーキランプ、
ウinker、
バックミラー等
の備付け



Check
03

ナンバープレートの
取付け・
表示



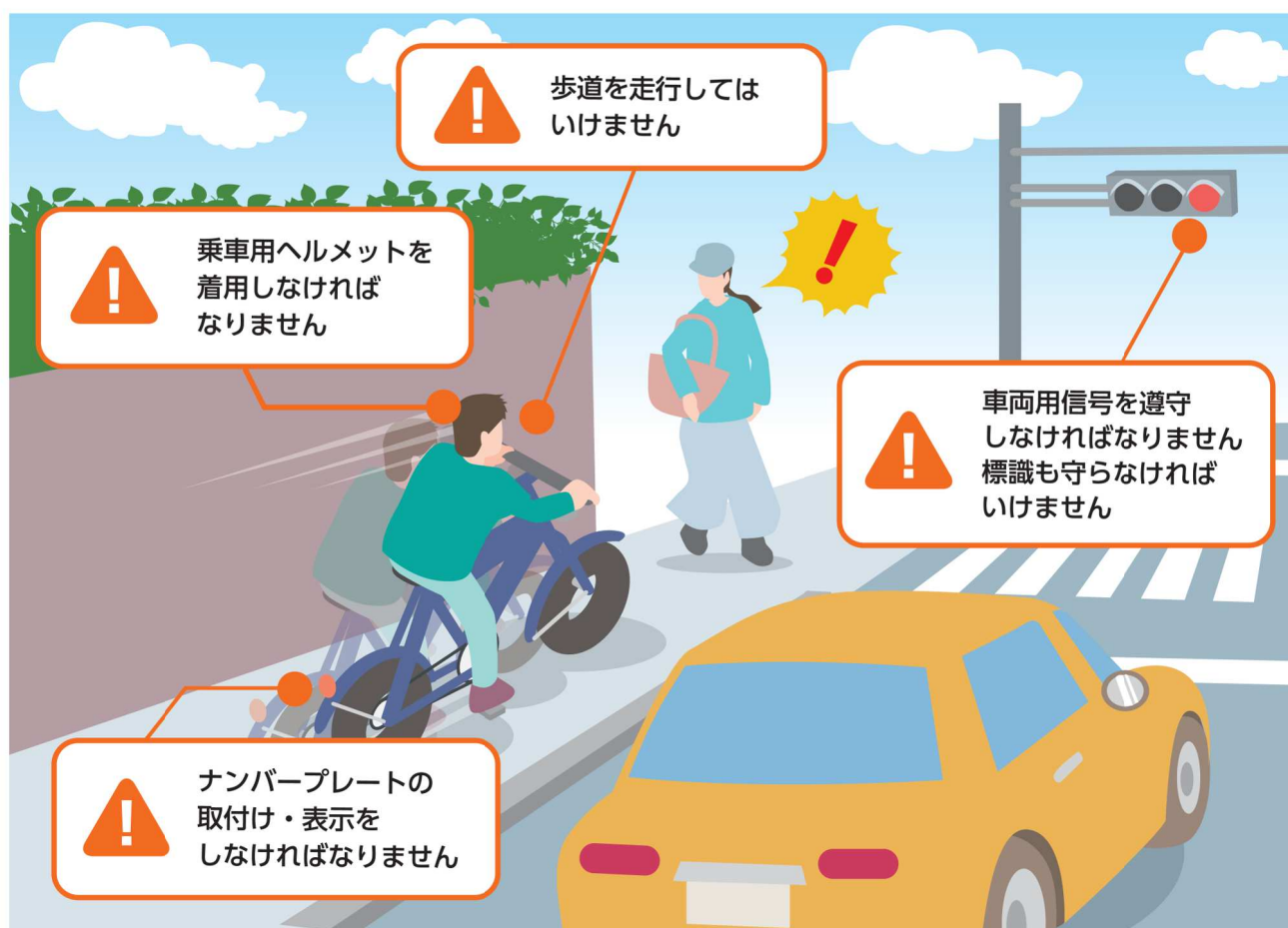
Check
04

自動車損害賠償
責任保険(共済)
への加入

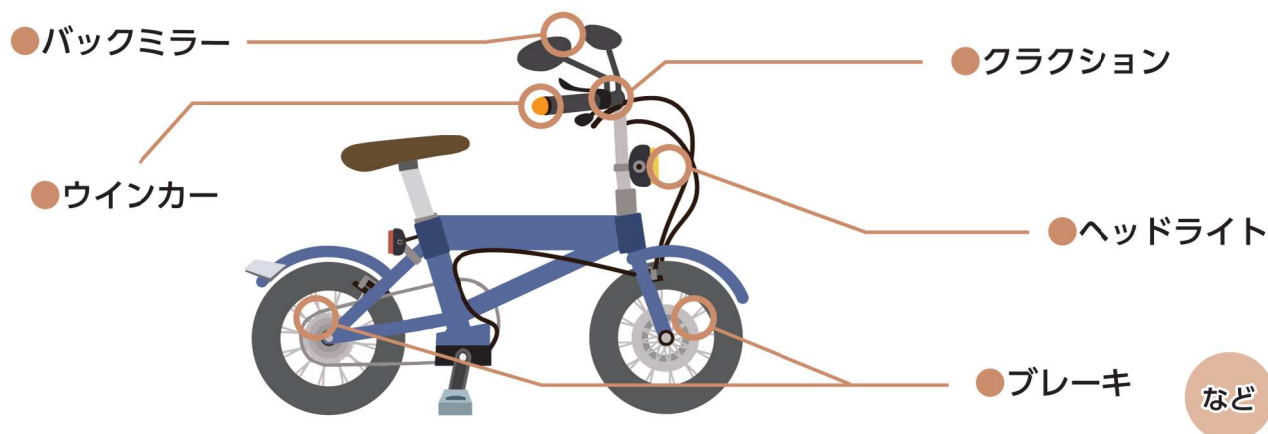


大分県警察

ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら